

## 令和6（2024）年度栃木県地域課題解決型市町支援事業業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する「令和6（2024）年度栃木県地域課題解決型市町支援事業業務委託」（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものとする。

### 1 業務の目的

県内市町における地域包括ケアシステムの深化・推進のため、介護予防・日常生活支援総合事業を中心とする地域支援事業の効果的・効率的な展開や、地域課題の抽出及びその解決に向けた取組に対し、市町の実情に応じた支援を行う。

### 2 委託期間

契約締結日から令和7（2025）年3月25日（火）まで

### 3 業務内容

#### （1）伴走支援

県内市町の個別課題の解決に向けて、希望する市町に対して有識者であるアドバイザーを派遣し、現地支援を行うこと。

##### ア 派遣市町の選定

派遣市町の募集・選定は甲が行うこととする。

##### イ 派遣回数・内容

支援対象は3市町程度、1市町につき3回程度とし、支援対象市町から提起される地域課題について、助言や解決手法の提案等を行うこととする。

##### ウ 支援方法

原則、現地における支援とするが、必要に応じて、現地支援に加えて、オンライン打合せ、電話又はメール等による支援を行うこと。

##### エ アドバイザーの選定

アドバイザーについては、地域包括ケアシステム及び市町支援に精通した者として。

##### オ 議事録の作成

支援の際には、議事録を作成し、遅滞なく甲に提出すること。

#### （2）市町職員等向け研修会等

##### ア データ活用に関する市町職員向け研修会

県内市町において、地域データの分析を通じて地域課題を抽出し、課題解決に向けた取組が自走されるよう、市町職員向けにデータ活用に関する研修会を開催することとし、研修の企画・運営、講師の選定・依頼及びその他研修の実施に際して必要な業務を行うこと。

##### （ア）時期

令和6（2024）年7月頃

(イ) 開催方法

集合方式（場所：栃木県庁等の会議室）

(ウ) 回数

1回

(エ) 参加者

県内市町職員等

イ 伴走支援報告会

(1) の伴走支援の結果について、報告会を行うこととし、報告会の企画・運営、アドバイザーの出席依頼及びその他報告会の実施に際して必要な業務を行うこと。

(ア) 時期

令和7（2025）年3月頃

(イ) 開催方法

集合方式（場所：栃木県庁等の会議室）

(ウ) 回数

1回

(エ) 参加者

県内市町職員等

(3) その他

業務の実施に当たっては、甲が別事業において行う地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた各種市町支援のための事業と連携を図るとともに、必要に応じて当該事業への助言を行うこと。

4 実施計画書及び報告書の提出

- (1) 乙は、契約締結後遅延なく、乙が提案した企画提案書を基に、具体的な業務内容について、甲と協議の上、「実施計画書（任意様式）」を作成して甲に提出すること。
- (2) 乙は、業務委託完了後、本業務の実施内容を「実績報告書（任意様式）」として取りまとめ、甲に提出するとともに、当該報告書の電子ファイルを一式甲に提出し、甲の検査を受けること。
- (3) 甲は、必要がある場合は、乙に対して業務の実施状況について調査し、又は報告を求めることができる。

5 権利の帰属

委託業務の成果に関する権利は、全て甲に帰属するものとする。

6 その他

- (1) 企画提案書には、企画内容、業務スケジュール及び類似業務の受託実績を記載すること。
- (2) 仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合については、甲乙の協議により決定する。

- (3) この仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、甲と協議の上、仕様書の内容を一部変更可能とする。
- (4) 乙は、天災その他乙の責めによらない事由により委託業務の全部又は一部を履行することができない場合は、甲と協議の上、仕様書の内容を一部変更するとともに、履行することができない委託業務に係る経費を明らかにし、甲は当該部分についての委託料の支払いを免れるものとする。